

千代田区特別支援教育推進協議会 報 告 書

平成19年3月

千代田区特別支援教育推進協議会

目 次

○ はじめに	1
・ 国、都の動き	
・ 千代田区の取組	
・ 本推進協議会について	
第1章 千代田区の特別支援教育についての方向	4
(1) 千代田区教育委員会の方針	4
① 教育目標	
② 特別支援教育についての方針	
(2) 特別支援教育にかかわる検討の経過	4
○ 平成17年度千代田区心身障害・発達障害のある子どもへの支援検討会	
○ 平成17年度千代田区特別支援教育推進のための庁内検討会	
第2章 千代田区における現状と課題	8
(1) 心身障害学級の設置状況と取組	8
① 心身障害学級の設置状況	
② 心身障害学級の取組	
(2) 就学相談について	10
(3) その他の取組	10
① 区立教育研究所の相談事業	
② スクールカウンセラーの活用	
③ 児童・家庭支援センターの事業	
④ 「学校生活サポート事業」の実施	
(4) 特別支援教育試行の状況	12
① 特別支援教育への理解・啓発	
② 関係機関との連携・協力体制の整備	
③ 校内における特別支援教育体制の整備	
④ 教員の資質・専門性の向上	
第3章 千代田区における特別支援教育推進のための提言	13
(1) 特別支援教育への理解・啓発の推進について	13
(2) 関係機関との連携・協力体制の整備について	13
① 関係機関同士の連携の強化・ルール化を実現するために	
② 「縦の連携」の構築を実現するために	
(3) 校内における特別支援教育体制の整備について	19
① 子ども、保護者、担任を支援するシステムの整備を実現するために	
② 「校内リソース」の整備を実現するために	
③ 実効性のある個別指導計画の作成と活用を進めるために	
(4) 教員の資質・専門性の向上について	23
*留意事項	24
第4章 今後の検討課題	25
<資料編>	27
○ 用語の解説	28
○ 千代田区特別支援教育推進協議会設置要綱	29
○ 委員名簿	30
○ 協議経過	31
○ 千代田区就学支援シート様式(案)	32
○ 千代田区巡回相談記録用紙様式(案)	35
○ 個別指導計画様式(例)	37
○ 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもへの「支援検討会議」実施案	38
○ 特別支援教育の実施にかかわる区組織改編図	39
○ 本協議会の提言を受けて平成19年度に新規または拡大・拡充して実施する事業	39

はじめに

これまでの障害のある幼児・児童・生徒への教育は、学校教育法に定める「特殊教育」（千代田区では、東京都の定めに基づき、「心身障害教育」という。）により対応してきた、

心身障害教育は、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の障害の種類や程度に応じて、特別な場（盲・ろう・養護学校や小・中学校の心身障害学級及び通級による指導）において、専門的な教育を行うものであった。

しかし、近年、障害のある幼児・児童・生徒をめぐっては、全国的に、養護学校や心身障害学級に在籍する児童・生徒の増加、小・中学校の通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童・生徒に対する特別な支援の必要性、盲・ろう・養護学校に在籍する幼児・児童・生徒の障害の重度・重複化が指摘されるようになり、これらの情勢を踏まえた適切な教育的対応が求められるようになった。

加えて、近年の、国内外の障害者施策には「障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会（ノーマライゼーション社会）の実現」を目指す理念が貫かれており、この点からも、これまでの障害のある幼児・児童・生徒の教育の在り方の根本的な改善が求められていると言える。

【国・都の動き】

このような背景の中、国や都は、軽度発達障害を含めた障害のある児童・生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し当該児童・生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うという特別支援教育の必要性を認め、その在り方や実施方法について様々な研究や検討、提言を行ってきた。その主なものは以下の通りである。

まず、国は、障害のある児童・生徒の教育について、平成13年10月に「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成15年3月に、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」を発表した。この報告においては、「障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行う『特殊教育』から、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る。」という基本的方向が示された。

さらに、国は、この「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」を受けて、中央教育審議会の初等中等教育分科会に特別支援教育特別委員会を設置し、その審議結果を、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（平成17年12月）にまとめた。

そして、この中教審答申を受けて、国では、平成18年3月に学校教育法施行規則の一部を改正し、平成18年4月からは、LD・ADHDを新たに通級による指導の対象とするとともに、LD・ADHDについては、月1時間程度からの通級による指導を可能にするなど指導時間数の制限緩和を図った。

また、平成18年6月には、学校教育法等の一部を改正し、平成19年4月からは、盲・ろう・養護学校は特別支援学校に、特殊学級は特別支援学級に、盲・ろう・養護学校それぞれの教員免許状は特別支援学校教諭免許状とするなど、様々な制度改革を進めている。

これらの国の検討と並行して、東京都は、平成14年6月に「東京都心身障害教育改善検討委員会」を設置し、平成15年12月に「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」を発表し、東京都において特別支援教育を推進していくことを示した。

そして、この報告に基づき、平成16年11月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、盲・ろう・養護学校の再編、教育諸条件の整備などを計画的に進めている。

さらに、東京都は、平成18年6月に「特別支援教育推進のための新しい就学相談システムの構築に向けて」を発表し、東京都における就学相談の現状と課題を整理した上で改善に向けた方向性を示した。また、平成18年12月には「特別支援教育推進のためのガイドライン 東京の特別支援教育 【中間のまとめ】」を発表し、具体的な取組事例を示しながら東京都における特別支援教

育の在り方を提示した。

一方、福祉行政においても、近年のノーマライゼーションの理念に基づいた施策の展開が求められ、根本的な改革が図られている。この点について、教育施策と特に深くかわるものは以下の通りである。

まず、平成14年12月に、新しい「障害者基本計画」が閣議決定され、これに基づき「重点施策実施5か年計画」が策定された。その中には、障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害、LD・ADHD・自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に関して特別のニーズのある子どもに適切に対応することが基本方針として盛り込まれている。

さらに、平成16年12月に、「発達障害者支援法」が超党派の議員立法として成立し、平成17年4月から施行された。これは、LDやADHD、高機能自閉症など、これまで公的には支援が届かなかった人々に支援を保障した法律である。発達障害に関し、早期発見や発達支援に対する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における支援や就労の支援が定められている。

【千代田区の取組】

このような背景を受けて、千代田区においては、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への支援を進めるために、以下の取組を行ってきた。

まず、千代田区保健福祉部が事務局となり、平成17年3月に「千代田区心身障害・発達障害のある子どもへの支援検討会」が設置された。本検討会では支援の必要な子どもへの乳幼児期から青年期までの一貫した支援体制の整備を目指した検討が進められ、平成18年3月には検討のまとめを「報告書」として発表した。区はこの報告書を受けて、平成18年度に、児童・家庭支援センターへの発達支援主査の配置、「子どもの健康相談室」事業の保健所から児童・家庭支援センターへの移管、心身障害・発達障害のための通院への助成制度、区立幼稚（こども）園・学校への巡回相談員の派遣を実施した。さらに、報告書を踏まえた諸課題解決を図っているところである。

教育施策については、平成16年度から特別支援教育について、広報誌への掲載や校（園）長、副校（園）長や主幹対象の研修会開催など、区民や教員への啓発を図ってきた。

さらに、平成17年10月には、教育委員会に「特別支援教育推進のための庁内検討会」を発足させ、特別支援教育を推進するために必要な課題の整理を行うとともに、実施に向けた役割分担等の調整について意見交換を行い、平成18年3月には「検討のまとめ」を策定した。この「検討のまとめ」には、「課題」として次の4点が示されている。

- ①特別支援教育への理解・啓発の推進
- ②関係機関との連携・協力体制の整備
- ③校内における特別支援教育体制の整備
- ④教員の資質・専門性の向上

さらに、この「まとめ」には、平成18年度には、これらの「課題」について継続的な実施をしつつ検証を行うことにより、平成19年度の「本格実施」にむけて具体的な方策を作成することが必要であるとの方向性が明記された。

実際に、平成18年度は、本区における「特別支援教育試行期間」として、特別支援教育コーディネーターの指名と活用、校内委員会の設置と活用、特別支援教育コーディネーター研修会、巡回相談員の派遣などが実施された。各校（園）においては、従来の体制を発展させ校内委員会を設置したり、巡回相談員派遣を校内研修会として活用したりするなど、学校（園）の実態に合わせて特別支援教育が具体的に進むよう工夫し、努力を重ねているところである。

【本推進協議会について】

以上のような経過と、自治体の体制や支援の在り方の検討、特別支援教育の内容についての具体的な推進が必要という課題を踏まえて、平成18年7月に本協議会は設置された。

本協議会は、平成17年度の「特別支援教育推進のための庁内検討会」で提示された4つの「課題」について協議を行い、平成19年度以降への方向性を具体化することを設置の趣旨としている。

また、委員構成については、特別支援教育の具体的な推進方法を作成するためには、様々な視点からの検討が必要であるとの認識から、保護者、学校、専門家、行政の4つのカテゴリーから組織された。

なお、協議に着手する前に委員間では以下の点について共通理解がなされ、この認識に基づいて協議が進められた。

①すべての「課題」について確実な方向性を策定することは難しい。最も重要な「課題」について時間をかけ、具体的な方策を作成することから始めることが大切である。

- ・「関係機関との連携・協力体制の整備」は、重要である。情報の共有が子どもにとって必要であるという認識が広がらないと特別支援教育は機能しない。
- ・「校内における特別支援教育体制の整備」は、重要である。学校における体制整備の問題、個々の子どもへの個別的な技術の問題、保護者からの意見・要望もあり、様々な視点からの検討が必要である。

以上の見解から、「関係機関との連携・協力体制の整備」と「校内における特別支援教育体制の整備」について、協議を深めることとする。

②生まれてから就労に至るまで、さらに、その先も含めて支援が必要な人に対して、幼稚（子ども）園・保育園も含めていわゆる「教育」の部分で何ができるか、医療・福祉・労働・教育のすべてを含めた流れの中で連携をとりながら教育についてできることを明確にしていこうという発想で取り組む。

平成17年度「心身障害・発達障害のある子どもへの支援検討会」が提示した区全体としての方向の流れの中で何ができるかということを協議する。

③特別支援教育は、千代田区にとって全く新しいものを始めるわけではない。千代田区には、従来の心身障害教育で積み重ねられた成果がある。それらを十分に生かし、ノーマライゼーションの理念に基づいた改革を行っていく。具体的には、例えば、固定及び通級による指導の心身障害学級の機能を最大限に活用しつつ、特別支援教室の設置を検討する。

④千代田区には心身障害・発達障害のある子どもの数は他区に比べて少ないのが現状である。少ないからこそ、それゆえに「苦しさ」を感じる子どもたちの現状を理解し、千代田区なりの支援策の具体化につながるよう努めなければならない。

⑤保護者や教員など、大人にとってはうまく進められていることであっても、子どもから見た「頼ることのできる組織」になるかどうかはわからない。子どもにとって「最善」とは何かを常に念頭に置き、協議を進める必要がある。

様々な立場からの委員がそれぞれの視点から、特別な支援を必要とする子どもたちのために良い方策を見出そうという明確な目的意識をもって全5回の活発な協議が展開され、ここにそれらの意見をまとめた「報告書」を提示するに至った。

特別支援教育の体制は始まったばかりであり、様々なリソース、技術、人々の認識など、課題はいろいろある。しかし、大事なことは理想の形に一步でも近付くということである。

これからさらに実践を重ね、検証を続けながら、充実したものにしていきたい。本報告書により、そのための第一歩が踏み出せたのではないかと考えている。

この提言が、千代田区で生活し千代田区で学ぶすべての人々にとってより良い施策の実現につながることを願っている。

第1章 千代田区の特別支援教育推進についての方向

(1) 千代田区教育委員会の方針

① 教育目標

千代田区教育委員会は、以下の「教育目標」に基づき、教育行政を推進している。

千代田区教育委員会は、「千代田区新世紀構想」に示された基本理念である「都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち千代田」の実現を目指し、未来を担う子どもたちに対して以下に示した人間像の育成に向けて教育を推進する。

○社会規範を身に付け、社会に貢献しようとする人間

○個性を磨き、生涯を通じて学ぶ意欲と創造力をもった人間

○豊かな心を備え、国際社会で活躍できる人間

また、学校教育及び生涯教育を充実し、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる生涯学習社会の実現を図るとともに、受け継がれてきた伝統文化を育てながら、千代田らしい新しい文化の創出に努める。

そして、教育は、家庭、学校及び地域社会のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないとの認識に立って、千代田区に住み、働き、学び、集う、すべての人々が教育に参加することを目指す。

さらに、「教育目標を達成するための基本方針」として以下のように掲げ、個に応じた指導の一層の充実とともに、個のニーズに応じた適切な支援を実現するための整備の充実を図ることとしている。

【基本方針2 個性と創造力を伸ばす教育の推進】

(2) 個に応じた指導を一層充実させるため、幼稚園におけるティーム保育の実施や、小学校・中学校・中等教育学校における興味・関心や習熟の程度に応じた少人数指導の充実、及び小学校における教科担任制の充実など、多様な教育活動を推進する。

(3) 障害のある幼児・児童・生徒の自立心や可能性を最大限に伸ばすため、教育環境を整備し、心身障害教育の充実を図るとともに、軽度発達障害のある幼児・児童・生徒への特別支援体制の充実を目指す。

② 特別支援教育についての方針

以上の「教育目標」及び「教育目標を達成するための基本方針」に基づき、千代田区教育委員会では、平成17年度は「特別支援教育推進のための庁内検討会」をもち、そこで「特別支援への理解・啓発」「関係機関との連携・協力体制の整備」「校内における特別支援教育体制の整備」「教員の資質・専門性の向上」を重要な課題とし、具体的な取組を進めるための体制整備を図る方針を明確にした。

さらに、平成18年度は、上記の4点の課題についての推進を図るための具体的な方策として、全校(園)において特別支援教育コーディネーターの指名と校内委員会の立ち上げをすることとし、各校(園)における取組が進められている。また、教育委員会においても「特別支援教育コーディネーター研修会」及び「巡回相談員派遣」を新規事業として実施した。

今後、これまでの取組の成果と課題を検証しつつ、千代田区としての特別支援教育の在り方を確立し一層の推進を行うことが重要な教育課題であると認識している。

(2) 特別支援教育にかかわる検討の経過

○ 平成17年度千代田区心身障害・発達障害のある子どもへの支援検討会

千代田区では、「発達障害者支援法」の施行、さらに特別支援教育推進の動きを踏まえて、

平成16年度末に「千代田区心身障害・発達障害のある子どもへの支援検討会」（事務局：保健福祉部）を設置した。そして、「支援の必要な子ども一人一人に着目して、乳幼児期から学齢期・青年期までの一貫した支援（進路選択の支援を含む）を行い、子どもたちの感じている生きにくさを解消し、自立を目指していくこと」を目標に、1年間にわたる検討を行い、平成18年3月に検討をとりまとめた「提言」を行った。

本検討会の「提言」において、教育施策にかかわる部分は以下のとおりである。

- 現在のように相談を受ける部署がそれぞれの分野だけを受けもち、本人をトータルに支援するところがない状況を改善すべきである。心身の発達に支援の必要な子どもに対して、一人一人のライフスパンに合わせた支援を行うためには、保健、福祉、医療、教育の連携と、組織として連携をリードする部署が必要である。
- この部署を中心に必要な情報交換を行い、今後の施策展開等を検討するため、保健、福祉、医療、教育等の関係各部署の担当者及び外部の専門家を加えたネットワーク会議を定期的に実施する。
- この部署は、一人一人のニーズに合った支援を行うために、保護者の同意を得て、保育園、幼稚園、小学校・中学校・中等教育学校、養護学校、児童館、教育研究所、保健所、専門療育機関、就労支援センター等の関係機関と必要な連携をとり、本人の生育歴や状況の変化などについて個人情報保護には万全の配慮をしながら情報化し管理する。
- 一人一人に対する適切な支援を行うためには、全体的な方針を示す個別支援計画や、それぞれの支援現場における個別指導計画の作成が不可欠である。この部署では、専門家の参加・協力を得て作成する個別支援計画を管理する。

- 保育園・幼稚園の保育士・教員全員の知識や理解を深め、担当者だけでなく組織として対応ができるよう力量を高める必要がある。園長と担任と巡回相談員が保護者を交えて、個別指導計画を作成し、小・中学校における特別支援教育と同様の位置付けとすべきである。

- 基本的に「発達障害者支援法」の趣旨を具体的に実現するのが特別支援教育であるとの考え方で、システムとサービスを構築すべきである。
- 個別指導計画は、個別支援計画との関連をもちながら一人一人の子どもの発達をより効果的、効率的に進めることが基本となる。個別の支援計画、個別の指導計画は、専門家の指導・助言に基づき具体的・実践的な計画として作成する。
- 特別支援教育は保護者と学校の共通理解がなければ成り立たない。共通理解を図れるよう、就学後も発達支援コーディネーター(発達支援主査)が保護者と学校との間の調整に入る仕組みとする。
- 障害特性を理解し、支援ができる人材を養成し、特別支援教育の場でも活用する。
- 教育環境のバリエーションを増やしていく。
学校内での支援のできる人材の活用も含め、集団での学習、小集団での学習、個別での学習など、一人一人の子どもについて様々な学習参加のパターンを提供できるようにする。

なお、この「提言」で示された事項のうち、「発達支援主査」と教育現場との連携は進みつつあり、また巡回相談員の幼稚園への派遣も「試行」との位置付けではあるが、実現した。さらに、各校においても、専門家（巡回相談員など）からの支援を生かし、個別指導計画作成の充実を図っている。

○ 平成17年度千代田区特別支援教育推進のための庁内検討会

千代田区教育委員会では、特別支援教育の推進を目指し、教育委員会及び保健福祉部から委員を組織し、平成17年10月に本検討会を設置した。そして、特別な教育的支援を必要とする子どもへのニーズに応じた対応を推進するために必要な課題の整理を行うとともに、関係機

関との共通認識の確立や実施に向けた役割分担等の調整について意見交換を行い、平成18年2月に「検討のまとめ」を以下のように作成した。

課題1 特別支援教育への理解・啓発の推進

- ①「特別支援教育とは何か」、「軽度発達障害とはどのようなものか」などについて、多くの人が理解できるよう、広報活動を充実します。
- ②保護者会、学校運営連絡会、学校通信等を通して特別支援教育の推進を図るためのわかりやすい説明を行います。
- ③心身障害学級在籍児童・生徒と通常学級との交流教育を一層推進します。
- ④人権教育、福祉教育を充実し、幼少期からのノーマライゼーション社会(障害者が一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方) 実現のための教育を進めます。

課題2 関係機関との連携・協力体制の整備

- ①「千代田区特別支援教育推進協議会」(仮称)を設置し、専門家・区民を含めた関係機関との協議による諸課題の検討を行います。
- ②区の児童・家庭支援センター等関係機関とのネットワーク体制を強化し、乳幼児期からの一貫した支援の実現を目指します。
- ③都立養護学校(都立江東養護学校、都立墨東養護学校等)の地域の特別支援教育のセンター的機能を活用し、専門性をもった教員からの指導・助言・支援を受け、幼児・児童・生徒の指導や個別の教育支援計画作成に生かします。

課題3 校内における特別支援教育体制の整備

- ①校内委員会の機能を充実します。
 - *校内委員会＝各校においての特別支援教育を円滑に機能させるために校内に設置される中核的な組織
 - ・担任への支援
(状況の整理・分析、幼児・児童・生徒の理解と支援、特別の支援を必要とする幼児・児童・生徒の周辺の子どもへの指導)
 - ・幼児・児童・生徒の状況把握、情報収集、全教職員の共通理解の推進
 - ・幼児・児童・生徒への対応についての立案、全教職員の共通理解の推進
 - ・特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の保護者に対する相談窓口
(保護者との信頼関係の構築、保護者との共通理解のもと対応策の提示、保護者への説明と支援)
 - ・巡回相談員活用についての判断
 - ・個別の教育支援計画の作成の推進、関係機関との連携を生かした支援
 - *個別の教育支援計画＝就学前から卒業後までをも視野に入れた、教育、福祉、医療、労働等の多角的な視点から策定する一貫した支援計画
 - ・実効性のある個別指導計画の作成
 - *個別指導計画＝個々の児童・生徒の障害に起因するニーズに基づき、指導目標と指導内容・指導方法等が個別化され、具体化された計画
 - ・通常学級の児童・生徒への理解・啓発の推進
- ②特別支援教育コーディネーターの機能を充実します。
 - *特別支援教育コーディネーター＝各校において校長が指名する。特別支援教育を推進する上で、保護者や関係機関に対する学校の窓口としてまた、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う。
 - ・校内委員会における連絡調整
(検討課題の整理、校内研修の企画 など)

- ・関係機関との連絡調整
(区児童・家庭支援センター担当者、都立養護学校担当者等との連絡調整、個別の教育支援計画策定に向けての情報収集と課題の整理)
- ・巡回相談員との連携窓口

③巡回相談員を活用します。

- ・心理等の専門家を定期的にかつ必要に応じて各学校（園）に派遣
- ・校内委員会や特別支援教育コーディネーターへの指導・助言、個別の指導計画の作成についての指導・助言、保護者への助言などに活用
- ・校（園）内研修会での指導

課題４ 教員の資質・専門性の向上

①幼児・児童・生徒理解に関する全教職員を対象とする研修を充実します。

②特別支援教育コーディネーター研修会を実施します。

- ・特別支援教育コーディネーターとしての資質の向上に関する研修の実施
- ・区児童・家庭支援センター担当との情報交換、連絡調整
- ・各学校（園）の実践例等による情報交換と教育現場における課題の共通認識

今後の検討課題

今後、以上の課題について継続した実施をしつつ、「千代田区特別支援教育推進協議会」においてさらに課題の整理を行い、より具体的な方策を見出していきます。

さらに、

- (１) 特別支援教育における就学相談の在り方
- (２) 現在の心身障害学級の機能を生かした特別支援教室の在り方
- (３) 副籍の制度の実施
- (４) 個別の指導計画作成のための体制整備

について国・都の動向を把握しつつ速やかな対応ができるよう検討を進めます。

なお、参考として、本検討会の協議の経過を以下に示す。

<協議の経過>

回	開催日	検討内容
第１回	平成１７年１０月２６日（水）	・特別支援教育についての共通理解 ・各部署からの要望集約
第２回	平成１７年１１月２２日（火）	・「『千代田区心身障害・発達障害のある子どもへの支援 検討会』中間のまとめ」についての共通理解 ・保護者支援、保護者との連携の在り方について ・外部機関との連携方法について ・特別支援教育実施に向けての要望
第３回	平成１７年１２月１９日（月）	・校内委員会の役割と機能について ・特別支援教育コーディネーターの役割について ・巡回相談員の役割について
第４回	平成１８年 １月１８日（水）	・「検討のまとめ」案の検討
第５回	平成１８年 ２月 ７日（木）	・「検討のまとめ」策定

第2章 千代田区における現状と課題

(1) 心身障害学級設置状況と取組

① 心身障害学級の設置状況

千代田区では、障害のある児童の教育を行うため、昭和24年に神竜小学校（当時）内に「特殊学級」を開設した。その後昭和27年には本学級に中学校特殊学級が併設され、小・中一貫体制による「特殊教育」が行われるものとなった。

昭和41年、神田小学校と神竜小学校の合併により、「特殊学級」は元神竜小学校校舎に「神田小分室」「一橋中分室」として新しい出発をすることとなり、その後通常学級児童・生徒とともに教育を受ける機会を多くすることが望ましいとの考えから、昭和46年に神田小学校に併設し、小・中合わせて「つかさ学級」と称することとなった。さらに昭和47年には千桜小学校（当時）にも「特殊学級」が設置された。

昭和49年には本学級の中学校部分が麹町中学校に移転し、心身障害学級として現在に至っている。

さらに、平成5年の統廃合により、神田小学校ならびに千桜小学校の心身障害学級は千代田小学校の「3組」（知的障害学級：固定）、「4組」（情緒障害学級：通級）、「ことばの教室」（言語障害学級：通級）として新しい体制となり、現在に至っている。

平成5年度からの学級数及び在籍児童・生徒数の推移は以下のとおりである。小学校については、固定・通級ともに増加傾向にあり、知的障害、軽度発達障害の増加・多様化への対応が必要になっている。

<小学校>

千代田小学校				H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
	固定		学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	
			児童数	4	2	3	3	4	5	6	6	5	8	10	10	7	10	
	通級	情緒	学級数	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	
			児童数	(3)	(4)	(5)	(5)	(6)	(5)	(6)	(7)	(6)	(4)	(8)	(11)	(12)	(10)	
		言語	学級数	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
			児童数	(9)	(10)	(11)	(7)	(10)	(12)	(6)	(8)	(13)	(9)	(10)	(11)	(11)	(12)	
全区立小児童数			3,504	3,316	3,211	2,977	2,713	2,533	2,475	2,411	2,439	2,546	2,647	2,889	2,813	2,871		

<中学校>

			H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
麹町中学校	固定	学級数	1	1	1	1	1	1	休	休	1	1	1	1	1	休
		生徒数	4	4	1	1	1	1	0	0	3	4	6	2	1	0
全区立中学生数 (平成18年度は中・中等生徒数)			2,241	1,866	1,679	1,601	1,551	1,396	1,310	1,239	1,235	1,160	1,123	1,083	1,107	1,126

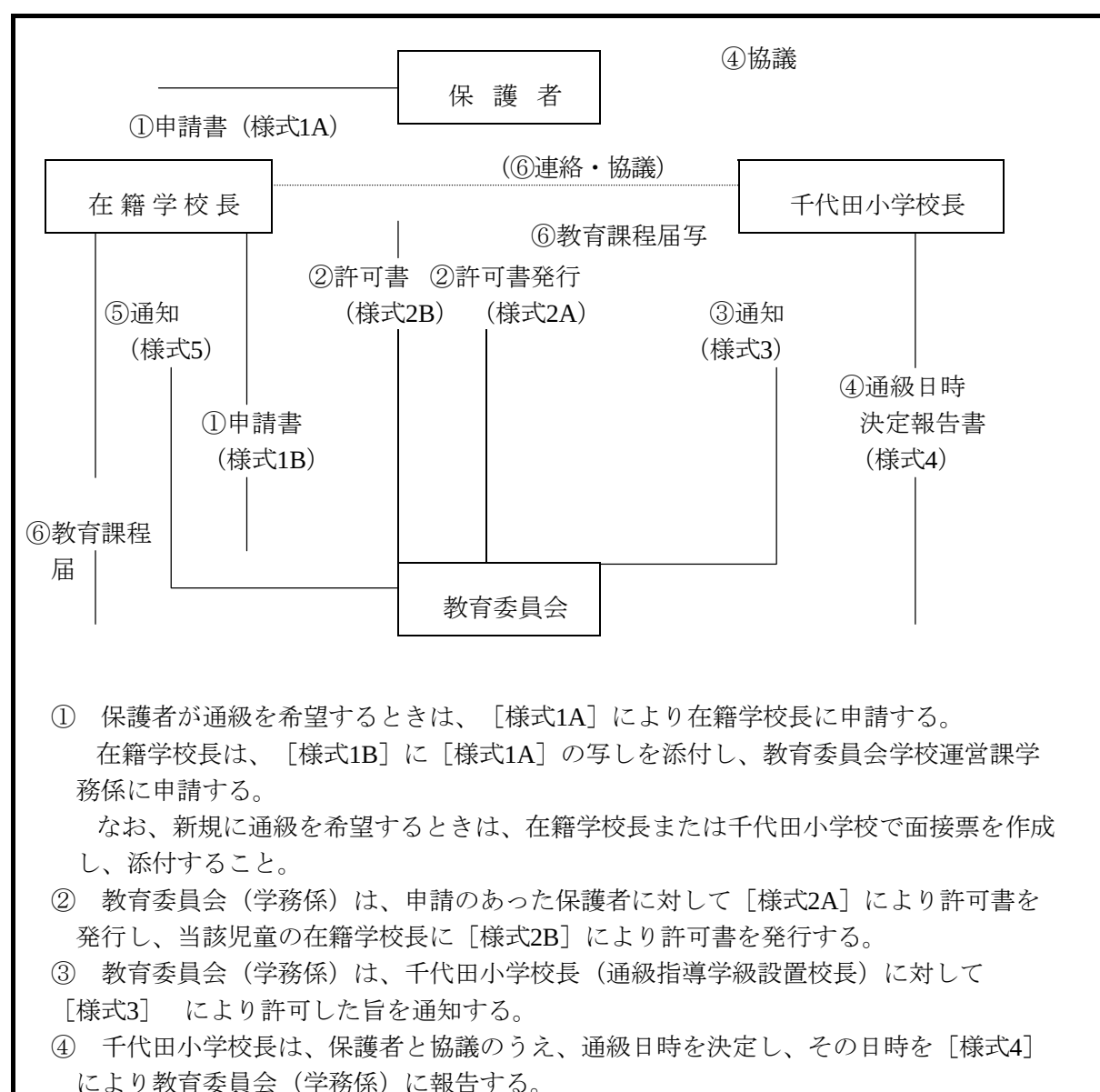
② 心身障害学級の取組

千代田小学校及び麹町中学校の固定の心身障害学級では、児童・生徒の障害の状況や程度に応じて、日常生活に必要な基本的生活習慣と基礎的知識・技能を習得することにより、社会的自立の
できる児童・生徒の育成を目指している。

そのために、通常の学級との交流教育、他区の心身障害学級との合同の活動、楽器の演奏や造
形による体験的な学習、コンピュータの操作を伴う学習、個に応じた授業時間の設定など、教育内
容や指導体制を工夫し充実した教育活動を展開している。また、児童・生徒の実態と保護者の考
えを基にした個別指導計画を作成し、それぞれのニーズに応じた指導の充実を図っている。

また、千代田小学校の通級指導学級では、千代田区内の通常の学級に在籍する児童が週に1～
2日、あるいは一日に数時間通級し、個々の状態に応じた指導計画のもと、個別や小集団による指
導を受けている。なお、通級している時間帯は、在籍校（級）の授業の一部として認められてい
る。

<通級指導学級への申請手続きの流れ>（平成18年度）

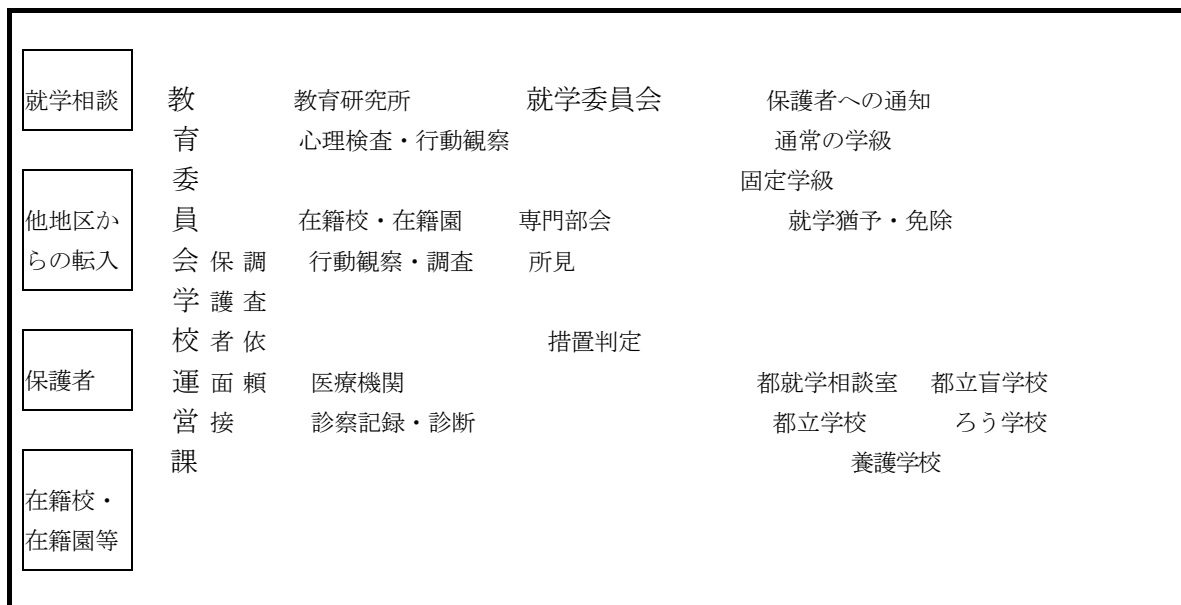


- ⑤ 教育委員会（学務係）は、在籍学校長に対して〔様式5〕により通級日時を通知する。
- ⑥ 在籍学校長は、千代田小学校長と連絡・協議のうえ、通級指導を受ける児童にかかわる教育課程屈を作成し、教育委員会教育指導課に提出し、その写しを千代田小学校長に送付する。
（教育課程屈作成に際し、在籍学校の担任は、通級指導学級の担任と十分な連絡・協議を行うこと。）

（２）就学相談について

千代田区教育委員会では、障害のある子どもが障害の種類や程度、発達状態に応じた教育を受けることができるように、就学相談を実施している。

＜就学相談の流れ＞



就学相談は、医師や心理の専門家による子どもの診察、行動観察、諸検査を行うとともに、保護者との面接、医療機関や在籍校（園）からの資料収集等もあわせて行い、子どもの障害や発達の状態に最もふさわしい教育の場を総合的に判断する機関となるよう充実を図ってきた。

しかし、近年、保護者が希望する場合のみ受けるという就学相談のシステム上の限界があり、就学相談を受けずに通常の学級に就学する子どもが増えている。このことは、学校（園）が指導体制を整備することができずに就学を迎えることとなり、結果として教育的なニーズに応じることができないことがあるなど、就学相談の在り方について再検討が求められている。

（３）その他の取組

① 区立教育研究所の相談事業

千代田区では神田さくら館内に「千代田区立教育研究所」を設置し、教育相談部による相談事業を開設し、教育相談専門員（心理職）が対応している。

＜主訴別相談件数＞（平成１７年度、幼児・児童・生徒及びその保護者による来所相談）

内 容 分 類	進路・適 正		知能・学 業		性格・行動										精神・身体					その他		合計							
	障 害 児 の 進 路	転 校 ・ 就 学 ・ 就 園 相 談	進 路 ・ 相 談	知 能 ・ 学 業 ・ 不 振	学 業 ・ 不 振	集 団 不 適 応	不 登 校	い じ め	落 ち 着 き な し	自 殺 念 慮	家 庭 内 暴 力 傾 向	非 行 及 び 不 安 定	情 緒 不 安 定	そ の 他	自 閉 症 ・ 同 傾 向	言 語 障 害 ・ 遅 滞	脳 器 質 障 害	精 神 病 性 ・ 同 疑	神 経 症 ・ 同 疑	そ の 他	し つ づ け ・ 育 て 方		友 人 関 係	学 校 の 関 係	そ の 他				
件数	1	1	1	0	1	0	1	2	4	34	1	3	0	0	0	3	14	3	14	2	0	2	0	2	9	2	2	2	
合計	3		4		59										23					15		104							

校種別では、小学生の相談件数が全体の44%を占めている。また、主訴別に見ると、「不登校」が全体の35%を占め、最も多くなっている。

また、教育研究所教育相談部では、教育委員会学校運営課学務係からの要請に基づき、区立学校・幼稚園の入学・入園について、適正就学を援助するため、子どもの観察・発達検査・知能検査を行い、就学委員会の資料として所見を提出している。

さらに、教育研究所教育相談部では、学校（園）などにおける幼児・児童・生徒の理解、教育相談活動への援助・協力を目的として、「教育相談研修会」を年間6回開催している。対象は区立学校・幼稚（こども）園の教員、講師には、心理・医療・教育の専門家を招いている。

② スクールカウンセラーの活用

区立中学校・中等教育学校には、東京都から週1日スクールカウンセラーが配置されている。また、区立小学校・幼稚（こども）園には、児童・家庭支援センターから週1日配置されている。なお、小学校・幼稚（こども）園へは、平成13年度から平成15年度までは、教育研究所の教育相談専門員を派遣していたが、平成16年度以降は、保護者への子育てについての相談対応の増加と関係機関との連携の必要性から、児童・家庭支援センターからの派遣となっている。

スクールカウンセラー派遣事業は、幼児・児童・生徒の心の発達の促進、学校の教育相談体制の確立、教育環境の改善を目的としている。具体的な活動内容としては、幼児・児童・生徒の行動観察、子どもや保護者への面接相談、教員への助言及び援助活動が挙げられる。

また、各校（園）の実態と保護者のニーズに応じて、発達障害等にかかわる相談についても対応している。

③ 児童・家庭支援センターの事業

千代田区児童・家庭支援センターは、平成18年度から発達支援主査を置き、発達障害・心身障害のある子どもへの支援についての総合的な窓口、関係機関の連携についてのコーディネーターとしての役割を担っている。

また、平成17年8月から、身体障害者手帳を持つ区内在住の小学生を対象に、理学療法士による機能訓練を実施している。

さらに、平成18年度からは、区内在住の乳幼児を対象に「子どもの健康相談室」を立ち上げ、小児科医師や心理相談員が、健康や発達、言葉や運動面についての相談に対応している。

④ 「学校生活サポート事業」の実施

千代田区教育委員会では、通常の学級に在籍し、学校生活における安全確保のために個別の生

活補助を必要とする幼児・児童・生徒に対して、介助員を配置している。介助員の配置数は、平成18年8月現在16名である。

介助員の配置手順については、現在は、幼児・児童・生徒の状況と保護者の意向を踏まえて校（園）長が教育委員会事務局に申請し、教育委員会事務局職員が学校（園）における行動観察等を行い、情報収集をした上で決定している。現在、自閉傾向や多動傾向など発達障害のある幼児・児童・生徒への人的措置のニーズが増えており、専門性をもった人材が必要になっている。このことから、今後、より専門性の高い人材配置を可能にするとともに、配置決定についてのシステムを整備する必要がある。

（４）特別支援教育試行の状況

千代田区教育委員会では、平成18年度を「試行期間」として、「平成17年度千代田区特別支援教育推進のための庁内検討会」で検討された課題について、各校（園）が取り組むこととした。実施の結果及び成果について、以下に述べる。

① 特別支援教育への理解・啓発の推進

- ・各校（園）において、校内研修会や巡回相談員によるケース会議をもち、特別支援教育の意義についての教職員間の共通理解を図っている。
- ・各校（園）において、保護者会や学校（園）だよりを活用した保護者への啓発を行っている。
- ・平成19年3月には、千代田区教育委員会広報誌に特別支援教育実施の具体策について掲載し、区民への啓発を図る予定である。

② 関係機関との連携・協力体制の整備

- ・特別支援教育コーディネーター研修会において、児童・家庭支援センター発達支援主査並びに都立養護学校特別支援教育コーディネーターが助言者として出席し、情報提供や講義を行った。
- ・児童・家庭支援センター主催による「発達支援連絡会」に教育委員会教育指導課からも出席し、関係者間での情報交換を行った。
- ・平成18年度末に「支援検討会議」を試行的に各校（園）において実施し、外部の関係者からの指導・助言を得た検討の場をもつとともに、関係者間の連携を強化し「縦の連携」の充実を図った。

③ 校内における特別支援教育体制の整備

- ・全校（園）において、特別支援教育コーディネーターを指名し、活用を図った。
- ・全校（園）において、校内委員会を立ち上げ、学校（園）での組織的な取組の充実を図った。
- ・巡回相談員を試行的に各校（園）に派遣し、学校（園）における専門家からの指導・助言を定期的に行なった。

④ 教員の資質・専門性の向上

- ・特別支援教育コーディネーター研修会を年間6回開催し、コーディネーターの役割や具体的な取組方法について研修を行った。
- ・各校（園）において、啓発リーフレット等を活用し、教職員の共通理解を図った。
- ・各校（園）において、校内研修会や巡回相談員による研修を行った。

第3章 千代田区における特別支援教育推進のための提言

本協議会においては、平成17年度「特別支援教育推進のための庁内検討会」において課題として示された4点について、その具体的な在り方について協議をし、具体的な提言を以下のように作成した。

なお、○は「委員からの意見」、◎は「意見のまとめ」、※は「意見を受けた具体策」である。

(1) 特別支援教育への理解・啓発の推進について

(提言1)

特別支援教育についての区民・保護者への啓発を引き続き推進する。

○ 特別支援教育そのものについての理解が進んでいる地域かどうかは、特別支援教育推進の大きな鍵となる。

○ また、周囲の理解が、子どもの状態を保護者が認識する上で前提となることが多い。保護者との共通理解を得られないことで、教育現場の教員は大変苦勞している現状がある。支援を必要としている子どもが適切な支援を受けることにより、より望ましい成長をするという認識を誰もが深めることが必要である。

◎ これらの課題から、

- ・広報誌への掲載や学校（園）への理解推進のはたらきかけを行い、教員、保護者、地域社会の方々、千代田区民のすべての方への特別支援教育についての理解・啓発を今後も引き続き推進する。

- ・区民や保護者を対象とした講演会など、理解推進の機会を設定する。

以上の取組が必要である。

※ そのために、以下の具体策が考えられる。

- ・広報誌への掲載など、広く理解を得る取組を行う。
- ・保護者会などを利用して、学校（園）が保護者に各校（園）での取組を伝える場を設定する。
- ・区民や保護者を対象とした講演会などを設定し、わかりやすく丁寧な伝え方により特別支援教育の意義についての理解・啓発を図る。

(2) 関係機関との連携・協力体制の整備について

① 関係機関同士の連携の強化・ルール化を実現するために

(提言2)

「顔」の見える関係・支援のネットワークを構築する。

○ 現在、保護者からの相談の対応を、児童・家庭支援センター、教育研究所、学校（園）のそれぞれにおいて行っているが、運営が別々であるために、一人の子どもへのはたらきかけの方法について違った指導・助言がなされているとの指摘がある。

○ このことから、関係者（関係機関）間の共通理解を図る場の設定が必要である。特に、一堂に会することにより直接会って互いに理解を深めながら必要な調整などを行うことが望ましい。それぞれの勤務の実態から、回数を多く設定することは現実的に困難ではあるが、年度初めや職員が替わったときに、それぞれの役割や対応の方針について共通理解を図りたい。

○ まずは互いに会ってみることが重要である。互いに「顔が見え」た上で「誰がどこを受け持つのか」について皆で一致させることは大変効果的である。

◎ これらの課題から、関係者間で共通理解を図る場を設定することが必要である。

※ そのために、以下の具体策が考えられる。

- ・年度当初に、関係者（教育委員会、児童・家庭支援センター、幼稚園代表、保育園代表、小学校代表、中学校代表、保護者代表、教育研究所相談員、スクールカウンセラー等）が集まり、特別支援教育の具体的な進め方についての共通認識を図る場を設定する。なお、この会には、進め方について直接対象となる子どもの保護者に理解をしていただく意味から、保護者の参加も大きな意味があるものとする。
- ・特別支援教育コーディネーター研修会（主催：教育指導課）の助言者として、発達支援主査、都立養護学校特別支援教育コーディネーター等を位置付け、定期的に情報交換をしよう。

（提言３）

学校（園）を支援する各専門職の役割の整理をし、連携を強化する。

○ 特別支援教育の推進には、教育だけでなく、医療、保健、労働、福祉等の関係機関の連携が必要である。本区においても、各組織同士が連携しつつある。

○ それぞれの機関が「縦割り」の部分での、本来すべき役目を果たした上で、「連携」が行われることが、子どもと保護者に信頼される事業展開を行うための要となる。それには、効率的な計画の立案が求められる。

○ それぞれが役割を十分に果たしながら効果的に特別支援教育を進めるためには、役割分担の明確化と共通理解が必要である。しかし、現在は連携のためのシステムの整備が十分とは言えない。同様の支援を複数の機関が行ったり、また、相談をしたことが関係機関の間で共通認識されずにある所で留まったままになってしまったりすることがある。各専門職の役割の整理と、関係者間で共通理解をするシステムの整備が急務である。

○ 現在は特別な支援を必要とする子どもへの対応について学校（園）への指導・助言者としてスクールカウンセラーと巡回相談員が同時に機能している。しかし、相互に情報交換がなされていないことから、それぞれの対応を互いに生かすことができていない。また、指導・助言の内容に違いがある場合もあり、学校（園）では子どもへの対応について混乱が生じているとの指摘もある。

○ このことから、巡回相談やスクールカウンセラーが学校（園）において指導・助言したことについて、共通のフォーマットに基づいたシートを活用して情報を共有するなど、具体的な情報共有のシステムづくりが必要である。

○ また、現状では、教育研究所の相談員やスクールカウンセラーはいじめや不登校、集団不適應などの多様な教育相談に対応することが多い。その中には、対応の中で、発達障害が見えてくることもある。その際、相談に対応する者は、例えば「不登校」であっても、その中には発達障害がある可能性が高いことを常に留意することが必要である。

○ そのような特別な支援を必要とする子どもへの対応については、専門家である巡回相談員が学校（園）に入っている。しかし、実態は学校（園）からのニーズに対して巡回相談員の派遣回数が少なく、スクールカウンセラーがかかわっている事例がある。今後は特別支援教育については発達支援の専門家が対応する方向にしていくことが望ましい。

○ また、相談をしたい人が初めの相談をしやすいうように、「相談窓口」は多様に用意することが望ましい。さらに、対応の中で発達障害があれば、専門家へつないでいく必要がある。そのために、学校、教育研究所、児童・家庭支援センター、保健所などがいつでも「相談窓口」としての役割を果たしつつ相談を丁寧に受け止め、それぞれが必要に応じて学校（園）の巡回相談員や児童・家庭支援センターなど専門家につないでいく体制を整備したい。

○ また、療育事業に参加する子どもは幼稚園や保育園に在園している場合が多いことから、療育

を園に生かし、園での指導を療育で参考にするために、それぞれの担当者が互いに見学し合う機会が既に設定されている。このような現場担当者同士の連携を今後一層推進したい。

◎ これらの課題から、

- ・巡回相談員、都立養護学校特別支援教育コーディネーター、幼・小・中・中等のスクールカウンセラー、児童・家庭支援センター相談員、教育研究所相談員等の役割を整理し、連携・協力する。

- ・教育現場と、巡回相談員、児童・家庭支援センターの教育相談事業・療育事業とが情報を共有し、連携・協力体制を整備する。

- ・巡回相談員、スクールカウンセラー、学校が、情報を共有し連携する。

以上の取組が必要である。

※ そのために、以下の具体策が考えられる。

- ・巡回相談員、都立養護学校特別支援教育コーディネーター、児童・家庭支援センター幼児療育事業は、発達障害及び心身障害のある子どもへの支援について対応する。スクールカウンセラーと教育研究所相談員は、特別支援教育以外の教育相談を主な役割とする。

- ・各機関がそれぞれの役割を認識した上で、連携・協力するためのシステムを整備する。

- ・教育研究所、スクールカウンセラーが対応中のケースについて、特別支援教育での対応の必要性について、専門家が確認するシステムを構築する。

- ・教育現場、巡回相談員、療育担当者間が一堂に会し、実際の支援と子どもの状況について情報交換・共通理解を行い、個々の子どもへの支援方法について検討する場を設定する。

- ・学校（園）、教育研究所、児童・家庭支援センターとの間で、それぞれが「窓口」となっており対応している事例について、保護者の承諾を得た上で情報交換・共通理解を行い、それぞれがもっている機能を適切に活用できるようケースに応じて役割分担などを行う。

- ・児童・家庭支援センターの療育事業・教育相談等の内容については、保護者の意向に基づいて学校（園）にも情報提供をし、共通理解のもとに該当する子どもへの支援に取り組むこととする。

- ・幼稚園・保育園と児童・家庭支援センターの幼児療育事業担当者間が実際の支援について情報交換し共通理解を図る体制を整備する。例えば、幼稚園教員等と幼児療育事業担当者 とが互いの現場を見学する機会を設定するなど、実践の場についての共通理解を図る。

- ・それぞれの人材が必要に応じて連絡を取り合うシステムと、一人の子どもについてのそれぞれの対応経過を共有し合うための記録シートを活用するシステムを構築する。例えば、巡回相談員の指導・助言等について、関係機関が情報共有するための記録シートを作成し活用する。（参照：P 35）

（提言 4）

センター的機能を果たす組織を設置する。

○ 複数の部署が協力・連携するには、中心となる組織を明確にすることが必要である。特別な支援を必要とする子どもへの対応については、相談となる窓口が複数あり、子どもの状況に応じて様々な支援方法があり、今まではそれぞれが対応してきた。しかし、より適切な支援を可能にするには、時系列的に実態を把握し、各機関の支援をコーディネートする機関の設置が必要である。

○ 本区においては、平成18年度の組織改正により、次世代育成支援担当部が発足し、発達障害の子どもについて担当することとなった。このことにより、一人の子どもが生まれてから成長するまでの時系列的なトータルなかかわりと、一元的な相談窓口を、一つの部署が担うことが可能となった。

○ 次世代育成支援担当部は、児童・家庭支援センターを所管している。センターには、「千代田区心身障害・発達障害のある子どもへの支援検討会」（平成17年度）で提言された「発達支援主査」を平成18年度から置くとともに、幼児療育事業、幼稚園・小学校へのスクールカウンセラー派遣事業を行っている。さらに、特別な支援を必要とする子どもへの早期からの継続的な支援を実現するための検討を行う場として、関係機関同士の連絡会の立ち上げも行った。このような動きを一層推進し、支援の中心的組織としてセンターが機能することが望まれる。

◎ これらの課題から、児童・家庭支援センターにセンター的機能を置き、ネットワークを構築することが必要である。

※ そのために、以下の具体策が考えられる。

- ・児童・家庭支援センターを、学校（園）を外部機関につなげるためのセンター的機能と位置付け、就学に関することを含め、「縦の連携」の核とする。
- ・区としての特別支援教育推進のための児童・家庭支援センター及び発達支援主査のセンター的機能としての具体的な役割を明確にする。
- ・教育委員会と児童・家庭支援センターとの間で密に情報交換を行い、課題の共有化を図る。
- ・特別支援教育コーディネーター研修会（主催：教育指導課）への助言者としての位置付けなどにより、学校（園）と発達支援主査との連携を強化する。

（提言 5）

児童福祉事業と連携し、支援を必要とする子どもへの支援を一層充実する。

○ 特別な支援を必要とする子どもは、いわゆる「放課後事業」の場でも支援を必要としている。

○ 現在、学童クラブへの加算は「障害児 2 人当たり指導員 1 人」の形で補助がなされている。しかし、保護者が認識をしていないが支援が必要である子ども、またいわゆる「グレーゾーン」の子ども、通級指導学級へ通う子どもへの加算はなされていない。そのために、学童クラブにおいても、集団に適應できない子どもへの指導が課題となっている。

○ また、中学生になっても、長期休業日などに保護者が安心して預けられる場所の確保を望みたい。発達段階から考えても、家庭から出たところで同年代の友達や様々な大人と過ごす機会が必要である。

◎ これらの課題から、学齢児童・生徒の教育活動以外の時間についても、特別な支援を充実することが必要である。

※ そのために、以下の具体策が考えられる。

- ・次世代育成支援担当課等と連携し、平成 19 年度から実施の「放課後子どもプラン」「放課後子ども教室」「学童クラブ事業」での障害児等についての加算を検討する。さらに、現場との情報交換を密にする。
- ・福祉及び生涯学習の所管課（次世代育成支援担当課、文化学習スポーツ課等）と連携し、特別な支援を必要とする子どもの小学校卒業後の活動場所の設定について検討を行う。
- ・いわゆる「グレーゾーン」の児童・生徒への放課後事業における対応について、教育指導課、次世代育成支援担当課等関係部署間で検討し、進める。

② 「縦の連携」の構築を実現するために

（提言 6）

乳幼児期から就学、就労に至るまでの連携の在り方をルール化する。

○ 一人の人間のライフサイクルの中には、医療・保健・労働・福祉・教育等の機関がかかわってくる。しかし、現状は、それぞれの場での子どもの状況や支援方法についての情報が途切れてしまいがちであり、それぞれがもっている情報が共有されず、互いに生かされていない。子どもがある機関を修了・卒業する際に、貴重な情報が記載された資料をどこに引き継いでいくかについて、システムをつくる必要がある。

○ 例えば、幼稚園、保育園、保健所などがもっている子どもの状況についての情報をシート化して小学校に引き継ぐということをルールとして決め、子どもへのかかわりを切れ目なく行うようにすることが望ましい。特別な支援を必要とする子ども一人一人について、関係機関が適切な支援を

可能にするために、乳幼児期からの生育歴を共有できることは大変有効である。

○ シートについては、子どもの生まれたときから就労までが一覧となるようにし、その子どもにかかわる機関がそれを利用し合える流れをシステムとしてつくる必要がある。また、共通して使用できるようにとの視点から、統一したものであり、必要な情報が漏れなく記載され、かつ簡潔なものであることが望ましい。

◎ これらの課題から、「情報の引継ぎ」についてのシステム（どの機関が、どの時期に、どういう情報を、どの機関に届けるか）をルール化することが必要である。

※ そのために、以下の具体策が考えられる。

- ・一人の子どもにかかわる各関係機関が、統一したシート（共通した様式の「就学支援シート」「就労支援シート」など）を活用して、相談内容・対応内容・成長の過程を記録し、次の機関につないでいく。
- ・子どもが現在在籍している機関と次に進むことになる機関との間で「連絡会議」（「支援検討会議」）を行う。また、進級時その他必要に応じて関係者が支援を必要とする個々の子どもへの支援方法について検討し共通理解を図る場（「支援検討会議」）を設定する。
- ・シートの様式作成や「連絡会議」については、学校（園）が関係機関の協力を得て行い、そのためのシステムの構築は教育委員会が行う。シートの蓄積など縦系列での積み上げのフォローは、発達支援主査が行う。

（提言 7）

幼稚園・保育園、小学校、中学校間の連携・協力体制を整備する。

○ 一人の子どもについて、成長の過程に応じた支援を行うことは重要であるが、現実には、「縦の情報」が繋がらないことが、多くの場で大きな問題となっている。

○ 例えば、幼稚園・保育園の教員・保育士がもっている子どもについての情報が、基本的には保護者を通してでないと小学校へ届かないのである。個々の場で特別支援教育の体制が整えられても、情報が伝わっていかないとそこで得た個々の子どもへの対応策も次の場で生かされないことになる。

○ 実際の「縦のつながり」の窓口となる担当者が一堂に会して話をするようなシステムをつくる必要がある。それは個々の子どもへの指導プログラムを連続させるという点において、非常に重要である。

○ 一貫した適切な支援を継続するために、具体的な取組としては、「就学支援シート」の作成がある。それを園と学校とが一緒に仕上げていく段階で関係機関の皆の意見が集約・反映され、連携・協力体制が築かれるきっかけとなると考えられる。また、入学（園）や進学の時だけでなく、担任などの子どもにかかわる教員が替わる年度の変り目にも作成することが必要である。

◎ これらの課題から、

- ・情報を提供し合い、共有し合う。
- ・関係者（機関）による「支援の在り方についての計画」（「就学支援シート」）の作成を核以上の取組が必要である。

※ そのために、以下の具体策が考えられる。

- ・子どもが現在在籍している機関と次に進むことになる機関との間での「連絡会議」（「支援検討会議」）をシステム化する。（再掲）
- ・10月から12月までを目途に、各小・中学校への就学希望者について、幼稚園長、保育園長、小学校長、中学校長など関係者が共通理解を図る「連絡会議」（「支援検討会議」）を設定する。その際、「個別指導計画」「就学支援シート」（参照：P 32、P 37）を活用する。
- ・就学や進学に際し、幼稚園または保育園と学校とがそれまでに作成された「就学支援シ

ト」を活用し情報交換・意見交換を行う。さらに、その後の「就学支援シート」作成についてもこの場を活用する。（参照：P 3 2）

- ・子どもの進級時その他必要に応じて、学校、巡回相談員、スクールカウンセラー、保護者、その他の支援者等が支援方法について検討し共通理解を図る場を設定する。
- ・シート等作成のために関係者間が意見交換し、課題を共有する。また、巡回相談員など専門家からの意見を参考にする。
- ・保護者や関係機関等の記載事項と園が作成した「個別指導計画」をもとに、園と学校とが一緒に「就学支援シート」を作成する。（参照：P 3 2、P 3 7）
- ・「就学支援シート」は、その子どもの発達段階や在籍する機関が変わるとともに新しいものを作成するものとする。
- ・シートの作成や「連絡会議」については、在籍校（園）または就学（園）が予定されている学校（園）が主催する。そのためのシステムの構築は教育委員会教育指導課が行う。シート
の蓄積など縦系列での積み上げのフォローは、発達支援主査が行う。（再掲）

（提言 8）

就学相談を一貫体制の中に位置付け、早い時期から関係機関同士が連携する。

○ 現在の就学相談は、相談に来た人だけを対象にしている。そのため、保護者が自ら相談に来ない子どもについての情報収集が遅れ、支援体制の整備が十分にできないという結果を招いている。

○ 例えば、幼稚園や保育園で早期に発見し対応したことが、基本的には就学時健康診断で挙がらなかったり保護者からの相談がなかったりすれば、就学相談に引き継がれることはない。保護者からの相談がなければ動き出せないというシステムの改善は急務である。

○ 個人情報の保護に十分配慮しつつ、より効果的な発達支援を実現するために必要な情報は「就学支援シート」を活用するなどして、つなぐ必要がある。

○ 「就学相談に行きたくない」「行きたいが行かない」という保護者に対しては、判断材料や情報を提供することが必要である。例えば、同じ障害でありながら違う就学先を選択した保護者から話を聞く機会を設定するなど、様々な理解促進が保護者にとって参考となると考えられる。

○ 一方、就学相談については、保護者の考えをくみ取り、理解を得た上で子どもにとって一番よい方法を決める姿勢が求められる。

○ また、発達障害について保護者が受容しない場合、医療ルートから伝えることが効果的な場合が多い。このようなことから、医療と教育との連携は重要である。今後は特に、乳幼児健診において医療的な診断がなされた内容をその後の発達支援にどう生かすのか、また 5 歳児での健診の実施を検討したい。

○ 現在、児童・家庭支援センターの療育事業に来所するケースは、ほとんどが保健師からの紹介である。診断を医師が行い、そこから療育につながり、また在籍園につながる一連の流れはできている。この機能を生かし、児童・家庭支援センターがセンター機能をもち、乳幼児健診から療育事業の情報、幼稚園・保育園からの情報を蓄積し、就学につなげるシステムの構築を望みたい。

○ 通常、学校では、個々の子どもについて、学習の成果などを保護者に伝え、それをもとに、多様な選択肢の中から本人と保護者が価値観に応じて進路先を選択している。このように、関係機関と保護者が子どもの成長について早めに率直な意見交換をし、就学先を選択する方法の構築が必要である。

◎ これらの課題から、

- ・乳幼児健診から就学相談までを一貫した体制に整備する。
- ・センター機能をもつ機関が各機関での情報を蓄積し、就学相談につなげる。
- ・関係部署が早期に対応を開始し、「就学支援シート」や申し送り内容を活用し、効果的な

就学相談を行う。
以上の取組が必要である。

※ そのために、以下の具体策が考えられる。

- ・乳幼児健診の場で、発達障害、軽度発達障害への助言（削除）などの対応をする。例えば、健康推進課が、児童・家庭支援センター、教育指導課等と連携し、乳幼児健診の場で、保護者が発達障害に起因すると思われる育児不安について気軽に相談でき、専門的な助言を提示できる体制を整備する。
- ・健康推進課が、児童・家庭支援センター、教育指導課等と連携し、「療育事業ガイド」「特別支援教育ガイド」を作成し、健診時に配布して、支援を受ける利点について啓発する。
- ・既に様々な発達支援の対応を進めつつある児童・家庭支援センターがセンター機能をもち、乳幼児健診や療育事業からの情報、巡回相談員等の専門的意見を含めた幼稚園・保育園からの情報を蓄積し、就学につなげるシステムを構築する。
- ・さらに、就学や進学時だけでなく、必要に応じて、進級時などにも、「連絡会議」を行い関係者が支援方法を検討し共通理解を図る。
- ・「就学支援シート」を活用し、早期からの相談についてのルールを構築する。

（３）校内における特別支援教育体制の整備について

① 子ども、保護者、担任を支援するシステムの整備を実現するために

（提言 9）

学校と保護者とが子どもについての共通理解をする。

○ 支援を効果的に進めるには、関係機関が保護者と共通理解をもつことは必要不可欠である。しかし、現実の保護者への対応について困難であるとの声が多く、特に、子どもの状況に気付かない保護者、子どもの状況を認めない保護者への対応が課題と言われている。

○ 学校では保護者との共通理解ができないために特別な支援を必要とする子どもへの指導が進まないとの事例が多くある。そこで、就学までに保護者の「障害受容」の機会を設定することが急務である。具体的な方法としては、健診の機会や就学相談において、保護者を支援する前提で専門家を活用することが考えられる。

○ 保護者に、判断材料となる情報を早めに提供し、関係機関も子どもについての情報を早めに収集するというシステムをつくる必要がある。

○ 「障害受容をサポートする」ことは難しい。最終的に受容するかどうかは保護者本人の問題である。幼稚園や保育園、学校など子どもにかかわるすべての機関が連携をして望ましい支援の在り方についての情報を伝え、専門家がかかわることが重要である。

◎ これらの課題から、

- ・保護者の障害についての受容をサポートする支援を充実する。
 - ・保護者が障害を受容する場となる機会を設定する。
 - ・外部からの専門家が保護者に対応し、専門家としての視点からの助言をし、学校と保護者との共通理解を進める。
- 以上の取組が必要である。

※ そのために、以下の具体策が考えられる。

- ・乳幼児健診や就学相談の場で保護者の「障害受容」を支援する。例えば、健診や就学相談の場で巡回相談員などの専門家を活用するシステムを構築する。また、日常から「支援検討会議」などにより、保護者についても専門家の話を聞く機会を設定する。
- ・加えて、保護者への対応に巡回相談員が入る。そのために、巡回相談員の人数と派遣回数を増やし、支援の充実を可能にする。
- ・「特別支援教育ガイド」「療育事業ガイド」を作成し、乳幼児健診などの場で配布して、

支援を受ける利点について啓発する。（再掲）

- ・外部の専門家（巡回相談員等）及び発達支援主査が直接保護者に対応する場の設定を可能にするためのシステムを構築する。

（提言 10）

担任を支援するシステムを構築する。

○ 各学校（園）では、実際に子どもと向き合ったところで、特別な支援の必要な子どもの実態把握をしたり具体的な指導方法を作成したりするための体制が整っていない現状がある。

○ また、専門家が入ることはあっても発達障害の専門家ではないことが多く、教員への適切な指導・助言がなされないこともある。クオリティの高い専門性をもった巡回相談員を採用し、また個々の子どもの状況に応じて巡回相談員を選ぶことが望まれる。

○ しかし、現状では巡回相談員の派遣回数が各学校（園）のニーズに追いつかず、結果として現場のニーズに応えられていない。十分な回数の派遣がなされることが、まずは必要である。

○ 一人でいろいろな子どもの状況に対応できる技術や経験のある専門家は少ないと思われる。そこで、特定の巡回相談員の設定をしたうえで、子どもの状況によっては複数の巡回相談員が重複して一人の子どもを見たり、複数の巡回相談員に意見を聞いたりする体制の整備が望まれる。

○ さらに、専門性の高い巡回相談員は多くの現場から支援を求められている現状から、今後そのような専門家を複数確保するためには、そのような人が本区で仕事をしたい状況をつくり整備することが急務である。

○ また、子どもへの支援に重要な保護者の受容が進まない現実もある。そこで、巡回相談員には、学校が立場上伝えにくいことを専門家の立場から保護者に伝え、学校と保護者とをつなぐ役割を果たすことも期待したい。

○ 特別支援教育コーディネーターが核となり、学校（園）の特別支援教育を推進するためのチーム（校内委員会）を充実したい。そのためには、少数精鋭で小回りのきくチーム体制がよいとの考え方もあるが、一方で、ある程度の人数を集めないと動かないこともあり得る。当面は教職員間の共通理解が図れるよう、また特定の教員に負担がかからないよう、ある程度の人数がかかわることが望ましい。

○ さらに、校内委員会での最も重要な役割は、個別指導計画の策定である。実効性のある指導計画を立てれば、子どもへの指導についての課題もある程度解消され则认为られる。しかし、現状では、教員が実効性のある個別指導計画を立てるにはもう少し時間が必要であり、現在学校に入っている専門家である巡回相談員のスキルを活用していきたい。

○ 校内委員会を外に開き、そこに専門家の支援を入れることは、教員や担任が一人で抱え込まなくてすむ状況をつくることになる。発達支援についての専門家ではない教員が判断できないことについて専門家の意見が入ることで、教員の心理的な負担も少なくなり、適切な支援が可能となり、子どもや保護者に対してもよりよい支援が可能になると考えられる。

○ なお、スクールカウンセラーについては、配置の目的は発達障害への対応ではないが、当面は必要に応じて校内委員会にも入ることとしたい。

◎ これらの課題から、

- ・実働的な校内推進チームを設置する。
- ・校内委員会が外部機関と連携し、外部の力を活用した子どもへの支援を推進する。
- ・巡回相談員としての専門家が支援に入る。（再掲）

以上の取組が必要である。

※ そのために、以下の具体策が考えられる。

- ・校内委員会は、学校の実態に応じた適切なメンバーによる中心的組織となり、役割の重要性を認識して取り組む。
- ・校内委員会に専門家や子どもや保護者とのかかわりをもつメンバーを構成員に入れる。（スクールカウンセラーは、参考意見を申し送る。または、状況に応じて入るものとする。）
- ・校内委員会推進のために、巡回相談員、都立養護学校、千代田小学校（麹町中学校）の持っているスキルの積極的な活用をする。
- ・巡回相談員として発達障害についての専門家の活用を推進する。さらに、人材を豊富に集め、子どもの特性に応じて専門性を生かした指導・助言を可能にする。
- ・巡回相談員の人数と派遣回数を増やし、子どもの実態に応じて複数の巡回相談員から意見を聞けるような柔軟な派遣のシステムを構築する。
- ・巡回相談員など専門家による個別指導計画作成への助言を得る。

（提言 1 1）

専門家の支援を生かし、個々の子どもへの適切な支援を行う。

○ 専門家の支援は、教員だけでなく、特別な支援を必要とする子どもたち自身も必要としている。現在、本区には、学校生活の中で個別の支援を必要とする場合、介助員の制度を活用している。しかし、この制度の趣旨は「安全確保」であり、子どもの成長を図るための支援策ではない。多様な子どもの実態に応じ、個に応じた指導を充実するための支援員の確保は急務である。

○ さらに、個に応じた指導を充実するには、担任をはじめとした教員のスキルの向上が必要である。外部の専門家の指導により、一人一人の教員が支援の方法を身に付ける研修の機会を確保する必要がある。

○ また、普段から学校（園）の子どもたちの実態を把握している専門家として、学校医や養護教諭の活用も図りたい。特に、肢体不自由など身体面の支援を必要とする子どもについての支援方法は、学校医等の指導・助言が必要である。

◎ これらの課題から、

- ・個別の子どもへの支援のための人材を活用する。
- ・個別の指導方法についてのスキルを各教員が獲得する。
- ・外部のそれぞれの支援との間につながりをもたせる。
- ・医療の専門家の活用を進める。

以上の取組が必要である。

※ そのために、以下の具体策が考えられる。

- ・個別の支援を必要とする幼児・児童・生徒の学習や生活をサポートする支援員としての人材を配置するための予算を確保し、学校と子どもの実態に応じて適切に配置する。
- ・各校において、管理職が中心となり全教職員の理解啓発と子どもへのかかわり方の共通理解を行う。
- ・特別支援教育コーディネーター研修会を実践的なスキルを得るための研修の場として充実するとともに、各校（園）において、実践しながらの教員の資質向上を図る。
- ・特別支援教育コーディネーター研修会の場を活用するなどして、発達支援主査と特別支援教育コーディネーターが密に連絡をとる場を設定する。
- ・必要に応じて、学校医からの指導・助言を得たり養護教諭のスキルを活用したりする。

② 「校内リソース」の整備を実現するために

（提言 1 2）

「校内リソース」を整備し、個々のニーズに対応する。

○ 通常の学級には、教室という環境に不応適を生じる子どもがいる。そのような子どもには、個

別の支援策として、気持ちの安定を図れる空間の整備が必要である。

- ◎ これらの課題から、
 - ・千代田小学校ならびに麹町中学校の心身障害学級の機能を生かし、両校に、「特別支援教室」（当面は「特別支援学級」）を設置する。
 - ・他の学校については、通級指導学級的な「特別支援教室B型」の設置を進められるようにする。以上の取組が必要である。

- ※ そのために、以下の具体策が考えられる。
 - ・学校の実態に応じて、「校内リソース」となる場所を設置し、支援員等が対応する。
 - ・固定の心身障害学級の機能を生かした「特別支援教室」としての機能の充実を進めるとともに、通級指導学級的な「校内リソース」となる場をすべての学校に設置する方向で準備を進める。

③ 実効性のある個別指導計画の作成と活用を進めるために

（提言 13）
個別指導計画作成と活用を、システムとして構築する。

○ 特別な支援を必要とする子どもの個々の発達を実現するために、適切な個別指導計画の作成は非常に重要である。本区においてもその重要性を認識し、平成18年度は「特別支援教育コーディネーター研修会」及び「幼稚園主任会」において、個別指導計画作成の意義や方法について研修の場を設定した。

○ しかし、実際の作成については、各校（園）における教員の資質に頼る部分が多く、作成方法や作成システムの整備が必要である。

○ 作成には高い専門性が必要であり、教員が個人で作成できるまでには数年間の研修を要するとも言われている。このことから、当面は専門家の指導・助言が不可欠である。

○ さらに、現在各学校（園）で作成されている個別指導計画は、保護者の意見が反映される箇所がつけられていない。その原因として、保護者の「障害受容」が完全には行われていないということがあがるが、固定の心身障害学級においては保護者の意向等を十分酌み取りながら作成され、内容等の改善も図られている事例もある。このことから、可能な限り保護者の意向を反映したシートを作成することが望ましいと考える。

○ 子どもの支援に関して保護者の意見が保護者の言葉で公式書類に残るシステムを確立することは、その後その子どもがどこへ行っても保護者の希望することが関係者に直接伝わっていくことになり、大きな意味がある。

○ また、増えつつあるいわゆる「グレーゾーン」と言われる子どもへの支援方法についても、現場では具体的な方策が見出されない場合が多い。それぞれの子どものに合った支援を実現するには、その体制として、まず個別指導計画の作成が必要である。

- ◎ これらの課題から、
 - ・特別支援教育コーディネーターが、作成・活用方法についてのスキルを得る。
 - ・校内において、作成・活用方法について共通理解をもつ。
 - ・作成・活用について、保護者が参画するようにし、保護者の意見を反映させる。
 - ・作成・活用について、専門家を活用する。以上の取組が必要である。

- ※ そのために、以下の具体策が考えられる。
 - ・特別支援教育コーディネーター、その他個別指導計画作成にかかわる教員への研修を充実

する。例えば、特別支援教育コーディネーター研修会における様式例の提示、作成方法についての研修を実施するとともに、各コーディネーターが各校（園）で研修の成果を確実に伝達する。

- ・保護者の意見を入れる様式を定め、作成方法についてのシステムを構築する。

（参照：P 37）

- ・作成・活用方法について巡回相談員からの指導・助言を生かすために、巡回相談員の人数と派遣回数を増やし、個別指導計画作成に直接かかわることを可能にする。
- ・個別指導計画実施後の検証に際し、「校内委員会」をベースにした「支援検討会議」を実施し、専門家や保護者の意見を十分反映できるようにする。

（４）教員の資質・専門性の向上について

（提言 14）

教員の資質・専門性を一層向上する。

○ 特別支援教育の推進には、まず学校（園）がその重要性を認識し、直接子どもにかかわる教員が支援方法のスキルを得て学級の中で適切な支援を行うことが必要である。早期発見と早期からの対応、適切な発達支援を実現するには、教員一人一人の専門性の向上を図ることが急務である。

○ そのためには、校（園）長が、日々の学校経営において、特別支援教育の意義を全教職員で共通理解し具体的な取組を行うよう、教員の意識改革を図ることが重要である。

○ さらに、教員は特別支援教育についての理念を深く認識することが必要であるが、特に通常の学級を担任する教員にとっては軽度発達障害について正しく理解することが求められる。

○ 加えて、具体的なスキルとして、教員が個別指導計画の作成をできることが必要である。特別支援教育コーディネーター研修会や巡回相談員の派遣の機会に個別指導計画作成方法をじっくりと教員が学ぶことが望ましい。

○ また、区全体としての取組を見ると、特別支援教育や発達支援に関する講演形式の研修会は複数実施されている。しかし、何度も受ける人がいる一方で、全く受けない人もいたり、同様の研修が複数行われたりすることがあるのという指摘がある。

○ 同様の研修を多く設定することは、経費の面から無駄である。その分、他の支援に予算を使うべきとの考え方もできる。

○ しかし、学校（園）の教員が年限に応じて異動するという実態を見ると、校内の事例検討会や情報交換の場を多く設定し充実することは必要である。また、専門性をもった講師を派遣して内容の濃い研修を行うことも必要である。内容の充実と適切な実施回数を確保しつつ、無駄のない研修体制を整えることが求められる。

○ また、特別支援教育は関係機関との連携が必要不可欠であることから、特別支援教育コーディネーターが、特別支援教育に取り組む教員としての力量をもつようにするとともに、関係機関との連携した取組や活発な情報交換を行うというコーディネーターとしての資質をさらにもつようにしたい。

◎ これらの課題から、

- ・校内（園内）において、全教職員が特別支援教育についての意義と具体的な取組方法、さらに個々の子どもの状況と支援方法について共通理解をもつ。
- ・校内（園内）において、全教職員が支援方法のスキルと関係機関との連携の在り方について学ぶ研修を充実する。
- ・教員研修については、内容の充実と適切な実施回数を確保しつつ、無駄のない研修体制を整える。

- ・特別支援教育コーディネーター研修会は、教員としての資質向上と関係機関との連携の要となるべく情報交換を行う場としての二つの機能をもつ。

以上の取組が必要である。

※ そのために、以下の具体策が考えられる。

- ・校内（園内）研修会や特別支援教育コーディネーター研修会が教員にとって、特別支援教育についての理解を一層深め、関係機関等の取組についての情報を広く得る機会となるよう、内容を一層充実する。
- ・教育指導課と児童・家庭支援センターとで、研修計画立案段階で、合理的で無駄のない研修内容について調整・検討し合う。
- ・特別支援教育コーディネーター研修会の内容を一層充実する。
- ・研修会の講師として、巡回相談員など区や学校の現状をよく把握している専門家を活用する。
- ・校内委員会や「支援検討会議」を充実し、具体的な支援方法を検討することにより教員の資質向上・専門性の向上を図る。

* 留意事項

上記の内容に取り組む際に留意すべきこととして、次の事項を掲げる。

- 関係機関同士の連携については、「一貫体制」との認識のもと取り組む。
- 子どもの状況を保護者が認識しない場合の対応が大きな課題であるが、そのような保護者を行政や学校（園）が理解し受容する姿勢も大切である。また、保護者対応の場では、「障害受容」ではなく「発達相談」などの言葉を用いる。
- 様々なシート様式が提示されたが、まずは一つの種類を作成し、活用しながら徐々に修正を加えていきたい。
- 子どものために必要な情報の共有は進めていきたいが、その際、個人情報の取扱いについて十分配慮する必要がある。また、行政は、特別支援教育について個人情報の取扱いの方針を明らかにする必要がある。

第4章 今後の検討課題

1 関係機関同士の一層の連携

障害のある子どもは誕生時から卒業後の就労に至るまで適切かつ継続した支援を必要としており、就園前から就労までつながりをもたせる体制の整備は急務である。

このことから、特別支援教育の展開に関しては、小さいときからの情報をどのように受け取るか、さらに義務教育が終わった後にどのように送り出すかについての体制を整備することが、非常に重要である。

「教育を受ける期間」とその前後のつながりをもたせる関係機関同士の連携の方法について、一層の具体策を立てる必要がある。

2 乳幼児健康診断での対応

本協議会において、支援を効果的に進めるには早期からの保護者への対応が必要不可欠であるとの協議がなされた。さらに、そのためには乳幼児健康診断での適切な対応が必要であるとの見解が得られた。

今後、保健福祉部健康推進課、児童・家庭支援センター、教育委員会教育指導課など就学前の子どもの健康・生活・教育にかかわる関係機関が連携し、乳幼児健康診断がその後の子どもへの適切な支援につながるよう体制の整備が必要である。

また、乳幼児健康診断において、見逃されがちな軽度発達障害についてその場で対応できる体制が必要である。

3 「就学支援シート」の様式・活用方法

本協議会においては、「就学支援シート」を、一人の子どもへの適切かつ継続した支援を実現するための手段として作成・活用することを提言した。

本シートは一人の子どもについての様々な情報が集められたものであり、それらの情報をもとに、各関係機関の充実を図ることを趣旨としている。

現段階では多様な情報を収集することを第一の目的としたことから、「様式例」としては単純なものを示した。今後、活用状況を検証することにより、活用の充実を図っていきたい。

また、保護者が主体的に関与できる様式と作成方法を検討する必要がある。

4 「個別の教育支援計画」及び「個別指導計画」の様式・活用方法

千代田区の学校（園）における現状については、「個別指導計画」の作成を始めたところである。今後、作成・活用を重ねる中で、さらに子どもの支援にかかわる機関を広げた「個別の教育支援計画」の完成を目指していきたい。そのために、「個別指導計画」作成・活用の検証を行う必要がある。

また、「個別指導計画」に保護者の意見や専門家の助言を入れるための様式の工夫が必要である。

5 就学相談の在り方・体制

現在の就学相談は、幼児・児童・生徒の就学先についての相談があった場合、教育委員会学校運営課が資料等をもとに相談を受け、「就学委員会」等における調査・審議の所見に基づいて最もふさわしい教育的対応を保護者に示すという流れになっている。

「就学委員会」は、幼児・児童・生徒の就学先についての的確な判断を行うとの目的をもって開催され、専門的知識を有する委員により構成されている。審議に当たっては、医学的な診断結果に基づく資料、心理学的な諸検査の結果、心身の発達の状態や行動の特性を示す情報等に基づき、多面的に審議をしている。

しかし、実態として、就学相談は保護者が相談を受ける場合のみ機能するシステムであり、

特別な支援を必要とするすべての幼児・児童・生徒への教育的対応を行うには限界があること、また保護者が相談をした場合にも一人一人の特別な教育的ニーズに対応しきれていないとの指摘があるのが現状である。

今後、本協議会で検討された「就学支援シート」を活用した関係機関の連携、新たに実施される「支援検討会議」の成果を検証しつつ、就学相談が軽度発達障害等の新たなニーズにも十分対応できるよう、在り方や体制を見直す必要がある。

そのために、事務手続きを担当する教育委員会学校運営課と学校（園）の教育活動について所管する教育委員会教育指導課とが連携し、就学相談のシステムを根本から見直す必要がある。

6 「特別支援教室」の設置

どのような形態の「特別支援教室」をどのように配置していくかについては、地域の実情、個々の児童・生徒の障害の状態、適切な指導及び必要な支援の内容・程度に応じ、柔軟かつ適切に対応することが重要である。

千代田区においては、心身障害学級設置校での実践の成果を生かしつつ、児童・生徒のニーズに応じた「特別支援教室」設置を進めていくことが必要である。

また、現在、特に校内にリソース的な場の設置が必要と本協議会でも指摘されており、各校の現状に応じて可能な方法で通級指導学級的な「校内リソース」の機能をもった場の設置を進める必要がある。

加えて、「特別支援教室」設置については、現行の学級編成を基本とする公立学校の教職員配置システムとどう関連していくかについても今後検討を重ねる必要がある。

7 副籍制度の実施

障害のある幼児・児童・生徒が自立して社会生活を送ることができるためには、障害のある幼児・児童・生徒とその保護者が居住する地域と継続的な関係を維持していくことが必要である。

現在、千代田区においても、学校間の共通理解のもと都立養護学校等に在籍する児童が居住地校交流として区立小学校で学校生活を体験している例がある。

今後は、その実績を生かしつつ、東京都教育委員会の示す副籍制度にかかわるガイドラインや副籍モデル事業の成果や課題を踏まえて具体的な実施方法について検討する必要がある。

8 個人情報の扱い

支援を必要とする幼児・児童・生徒についての様々な情報は、すべてその子どもにとって必要なものであり、あるところで情報を抱えてしまうことは子どもの成長のためには望ましくないとの考え方が本協議会でも確認された。

一方、平成17年4月1日に個人情報の保護に関する法律が全面施行され、それに伴い「千代田区個人情報保護条例」も改正された。

特別支援教育を推進するに当たっても、個人情報を扱う際には区条例に基づかなければならない。

今後、個人情報保護の観点からも、子どもや保護者にとっても、適正かつ有効な扱いがなされるよう、「就学支援シート」「個別指導計画」等の資料作成方法や活用方法の規定を定める必要がある。